

## 第7回 白川・緑川学識者懇談会

開催日：平成29年12月11日（月）

開催時間：13時30分～14時30分

開催場所：熊本河川国道事務所 1階会議室

### 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

1) 白川水系河川整備計画[大臣管理区間]の進捗状況

2) 白川直轄河川改修事業再評価

4. その他

5. 閉会

# 白川・緑川学識者懇談会 委員名簿

別紙-1

(敬称略 五十音順)

氏名	専門分野	所属等	備考
井田 貴志	公共経済学	熊本県立大学総合管理学部 教授	
内野 明德	環境	熊本大学 名誉教授	
大本 照憲	河川工学	熊本大学工学部 教授	
小林 一郎	景観	熊本大学工学部 教授	委員長
馬場 敬次	魚類	熊本大学 名誉教授	
弘田 禮一郎	環境・水質	熊本大学 名誉教授	
森山 聡之	防災	福岡工業大学 社会環境学部 教授	欠席

## 白川・緑川学識者懇談会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「白川・緑川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 懇談会は、白川水系及び緑川水系河川整備計画（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第 3 条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。

4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第 4 条 懇談会は委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第 5 条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第 6 条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第 7 条 事務局は、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第 8 条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認められるときは、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成 26 年 9 月 26 日より施行する。

## 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

- 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、**学識経験者等から構成される委員会等での審議**を経て、**河川整備計画の策定・変更**を行った場合には、**再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。**(第4の1(4))
- 河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために**学識経験者等から構成される委員会等**が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて当該委員会**で**審議を行うものとする。**(第6の6)

## 河川及びダム事業の再評価実施要領細目

- 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その**結果を事業評価監視委員会に報告**するものとする。  
(第6)